

飯山市新幹線通勤補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に若い世代の移住定住の推進及び、北陸新幹線の利用の促進を図ることを目的として、若年者が本市に居住し、かつ、北陸新幹線を利用して通勤するものが負担する新幹線定期券の購入代金に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

新幹線定期券 東日本旅客鉄道株式会社の発行する通勤に要する北陸新幹線の定期券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、北陸新幹線飯山駅を利用して通勤している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 年齢が40歳未満であること。
- (2) 市内に住所を有する者であること。
- (3) 本市に継続して5年以上居住する意思を有すると認められること。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、北陸新幹線定期券の通用期間とする。ただし、補助金の交付の対象となった最初の月から2年間を限度とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、北陸新幹線定期券購入に要する費用から会社から支給される通勤手当を差し引いた金額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）以内とし、1月当たり15,000円を上限額とする。

ただし、新卒者JR通勤補助金受給者は、JR新幹線定期券購入に要する費用から会社から支給される通勤手当と新卒者JR通勤補助金の支給額を差し引いた金額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）以内とし、1月当たり15,000円を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、飯山市新幹線通勤補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 北陸新幹線定期券の写し
- (2) 就労及び通勤手当等支給額証明書
- (3) 同意書兼誓約書
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、新幹線定期券購入の日から30日を経過した日又は購入した年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助金の交付の対象となる期間が複数年度にまたがる場合は、第1項に規定する申請書を毎年度4月末までに提出するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付するものとする。

2 規則第12条第1項に規定する実績報告書及び規則第14条の3に規定する請求書は、前条第1項に規定する申請書の提出をもって、提出があったものとみなす。

(決定の取消し)

第8条 規則第15条第1項に定めるもののほか、市長は、補助金の交付を受けた者が、補助金の交付の決定を受けた日以後の通用期間中に、市外に転出したとき又は、虚偽等により不正に補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。